

<中野区立園・学校教職員向け>

中野区立幼稚園・学校における 合理的配慮のガイドライン

令和7年5月
中野区教育委員会

▶ガイドラインの発行にあたって

令和3年に障害者差別解消法が改正され、令和6年4月1日から、教育の分野でも障害のある幼児・児童・生徒等への合理的配慮の提供が義務化されました。これまでも園・学校での合理的配慮については、幼児・児童・生徒の特性や個々の障害に応じて検討・工夫を重ねつつ、障害の有無にかかわらず互いに認め合いながらともに生きる社会の実現に向けて取り組んでいるところです。

中野区教育委員会では、合理的配慮の提供やその考え方を、園・学校により一層浸透させていくことで、幼児・児童・生徒の個々の教育的ニーズに応じた合理的配慮を適切に提供できるよう本ガイドラインを作成しました。

本ガイドラインを活用することで、すべての幼児・児童・生徒がその能力や可能性を最大限に発揮し、活躍できるように、学校教育のさらなる充実を図るための一助にしてほしいと願っています。

中野区教育委員会 教育長 田代 雅規

▶合理的配慮のガイドライン 目次

第1章	「障害者の権利に関する条約」	2
第2章	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」	3
第3章	障害の捉え方	4
第4章	園・学校における合理的配慮とは	5
第5章	基礎的環境整備について	6
第6章	園・学校における合理的配慮の提供プロセス	7
第7章	交流及び共同学習について	8
第8章	中野区立園・学校における合理的配慮の事例	
	1 教育内容・方法	9～15
	2 支援体制	16
	3 施設・設備	17
	参考資料	18

第1章

「障害者の権利に関する条約」

平成18年12月に国連総会において採択され、平成20年5月に発効されました。日本は平成19年9月にこの条約に署名し、平成26年1月に寄託、同年2月に発効しました。

障害者の尊厳、自律及び自立、差別されないこと、社会参加等を一般原則として規定し、障害者に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定めた上で、これらを確保し促進するための措置を締約国がとること等を定めている条約です。

1 障害を理由とする差別の定義

直接差別、間接差別、合理的配慮の否定が差別にあたるとされており、過重な負担がない範囲での合理的配慮を求めています。

第二条 定義（抜粋）

「障害を理由とする差別」とは、障害を理由とするあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害を理由とする差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。

「合理的配慮」とは、障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

「ユニバーサルデザイン」とは、調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲ですべての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう。ユニバーサルデザインは、特定の障害者の集団のための補装具が必要な場合には、これを排除するものではない。

2 教育についての障害者の権利

第24条では、教育についての障害者の権利が定められており、障害者があらゆる段階の教育を受けられるようにすべきこと、教育を受けるとき、それぞれの障害者にとって必要な合理的配慮がされることを定めています。

第二十四条 教育（抜粋）

- 1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、次のことを目的とするあらゆる段階における障害者を包容する教育制度及び生涯学習を確保する。（後略）
- 2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。（中略）
 - (c) 個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。
 - (d) 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を教育制度一般の下で受けること。
 - (e) 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられることを確保すること。

第2章

「障害を理由とする差別の 解消の推進に関する法律」

平成28年4月、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別の解消を推進することを目的とした、「障害者差別解消法」が施行されました。

すべての園・学校において、障害のある幼児・児童・生徒へ、必要に応じて合理的配慮を提供することが義務化され、次のことが求められています。

1 不当な差別的取扱いの禁止

園・学校において、障害を理由として、正当な理由なく、サービス等の提供を拒否する、または提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付すなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止しています。

第七条

行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

不当な差別的取扱いの具体例

- ▶障害があることを理由に窓口での対応を拒んだり、本人の同意なく対応の順番を後回しにしたりする。
- ▶障害があることを理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒む。
- ▶障害があることを理由に説明会、行事等への参加を拒んだり、施設等の利用を制限したりする。
- ▶事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害があることを理由に来校等の際に付添者の同行を求めるなどの条件を付ける。

2 合理的配慮の提供

障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害しないよう、社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な配慮を行わなければなりません。

第七条第二項

行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

第3章

障害の捉え方

平成13年、世界保健機関（WHO）は、「国際生活機能分類（ICF）」を採択し、障害のある人が日常生活または社会生活において受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会的障壁と相対することによって生じると説明しています。この考え方は「障害者を理由とした差別の解消の推進に関する法律」の基本となっています。園・学校においては幼児・児童・生徒の学びづらさを取り除くために様々な園・学校の習慣やルールをどのように見直していくのかという視点をもって改善することが大切になります。

3つのモデル

障害のモデルには以下の3つがあります。

医学モデル	障害を病気やケガその他の健康状態から引き起こされた特性と捉えます。
社会モデル	障害が社会的障壁と相対することで生ずるものと捉えます。このモデルでは、障害者が直面するバリアは、私たちの意識を変えることや、施設や環境の整備、情報伝達の工夫などにより解消または軽減できると考えます。
人権モデル	障害のある幼児・児童・生徒の権利と平等を強調します。このモデルは、障害のある児童生徒も基本的人権を享受する権利があるとし、差別や排除をなくすための措置を求めます。

2 3つのモデルの関わり

3つのモデルは互いに関連し合うものであり、例えば、障害の医学モデルでは、視覚障害者に対しては、視力を回復させる手術や治療を行うことを考えます。障害の社会モデルでは、バリアフリーの施設整備や情報のアクセシビリティ向上を考えます。障害の人権モデルでは、障害のある幼児・児童・生徒も本人の希望で学外での学校行事等に参加できるための体制整備や条件整備をすることや、他の幼児・児童・生徒との協働的な活動ができる準備や配慮等が重要と考えます。モデルに優劣をつけるのではなく、それぞれのモデルが果たす役割、すなわち、そのモデルで明らかになる問題を理解していくことが必要です。

それぞれの問題等を理解した上で、一人ひとりの幼児・児童・生徒の学びづらさに着目して、学びやすいような環境を整えるためにどのように工夫できるのだろうかということを検討し、実現させていくことが大切です。

第4章

園・学校における合理的配慮とは

障害のある子どもが、他の子どもと平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものです。

（「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」平成24年7月 中央教育審議会初等中等教育分科会）

園・学校における合理的配慮の観点

【観点1 教育内容・方法】

- | | | | |
|-----|------|-------|--------------------------|
| 1-1 | 教育内容 | 1-1-1 | 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮 |
| | | 1-1-2 | 学習内容の変更・調整 |
| 1-2 | 教育方法 | 1-2-1 | 情報・コミュニケーション及び教材の配慮 |
| | | 1-2-2 | 学習機会や体験の確保 |
| | | 1-2-3 | 心理面・健康面の配慮 |

【観点2 支援体制】

- 2-1 専門性のある指導体制の整備
- 2-2 幼児・児童・生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮
- 2-3 災害時等の支援体制の整備

【観点3 施設・設備】

- 3-1 校内環境のバリアフリー化
- 3-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
- 3-2 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

2 合理的配慮の具体例

▶ 物理的環境への配慮や人的支援の配慮の具体例

- ▶ 棚やロッカー等の高い所に手が届かない場合、必要に応じ、取って手渡す。
- ▶ 教室の机・椅子の脚に緩衝材を付けて雑音を軽減する。
- ▶ 黒板周りの掲示物等の情報量を減らす。 等

▶ 意思疎通の配慮の具体例

- ▶ ポイントを明確に、文章は短く、一般的な分かりやすい言葉で説明する。
- ▶ 比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに分かりやすく説明する。
- ▶ 多様なコミュニケーション手段や多様な媒体で情報提供を行う。 等

▶ ルール・慣行の柔軟な変更の具体例

- ▶ 必要に応じて板書やスクリーン等がよく見えるように、黒板に近い席を確保する。
- ▶ 建物の2階で開催する行事や説明会等に車いすを使用する幼児・児童・生徒、保護者等から参加の申込みがあった場合1階の会場が用意できる場合には会場を変更して開催する。
- ▶ 運動量を軽減したり、代替できる運動を用意したりする。 等

第5章

基礎的環境整備について

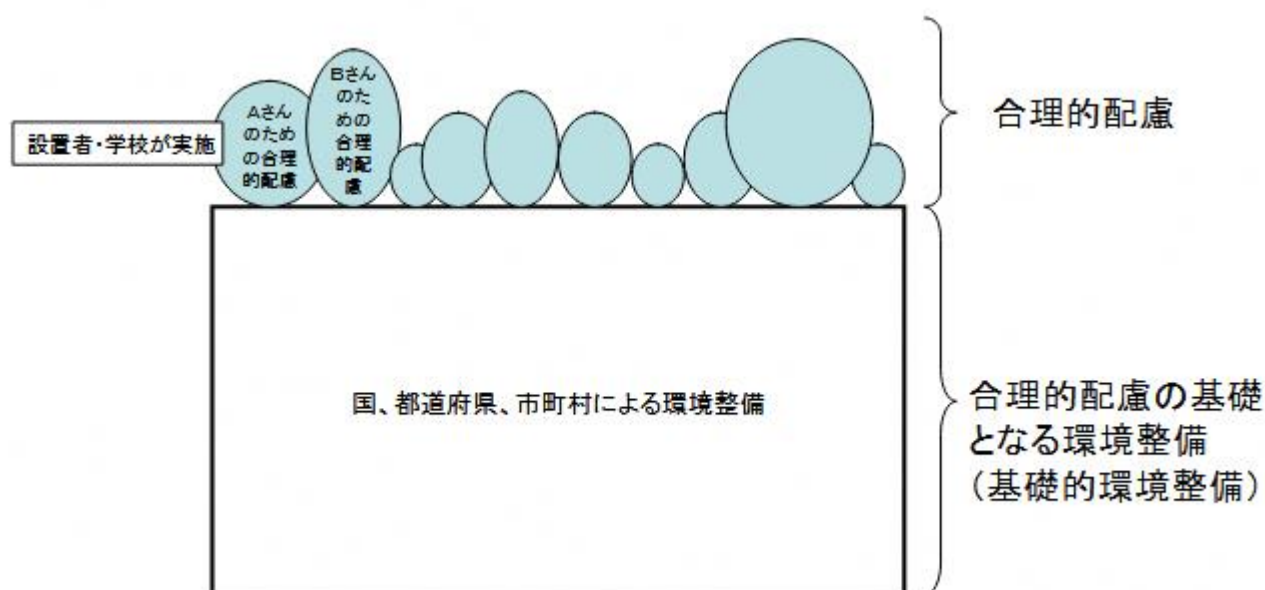
合理的配慮の充実に図る上で、基礎的環境整備の充実は欠かせないものです。自治体や園・学校が基礎的環境整備を行い、園・学校はそれらをもとに、学びづらさを感じている幼児・児童・生徒に対し、その状況に応じて合理的配慮を提供します。

基礎的環境整備の例

文部科学省は、基礎的環境整備の例として、以下の8項目を例示しています。

- (1) ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用
- (2) 専門性のある指導体制の確保
- (3) 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導
- (4) 教材の確保
- (5) 施設・設備の整備
- (6) 専門性のある教員、支援員等の人的配置
- (7) 個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導
- (8) 交流及び共同学習の推進

2 合理的配慮と基礎的環境整備の関係



(「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」)

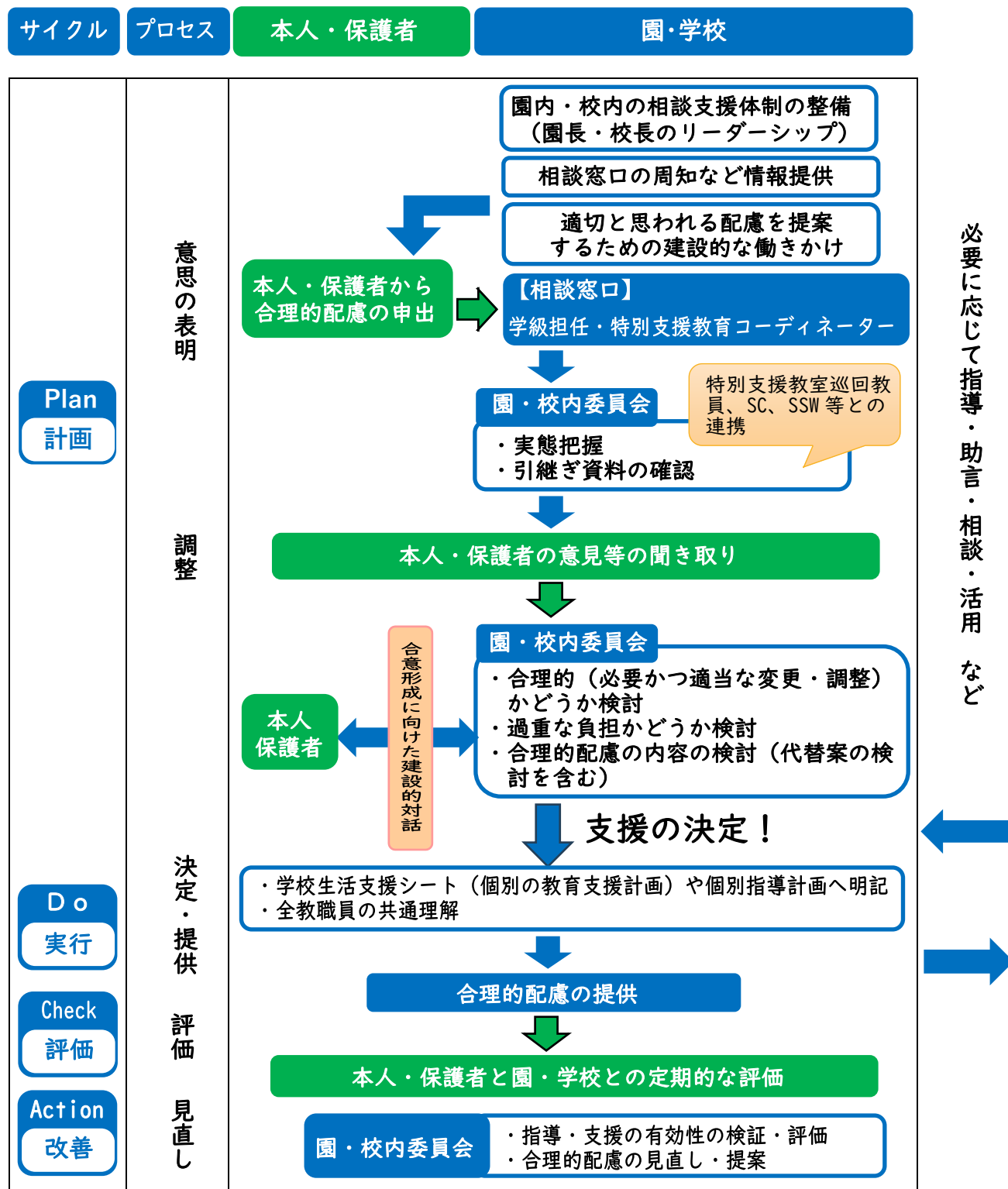
平成24年7月 中央教育審議会初等中等教育分科会)より抜粋

第6章

園・学校における

合理的配慮の提供プロセス

充実した合理的配慮が提供されるためには、園・学校と特別な支援が必要な幼児・児童・生徒や保護者がお互いを尊重し、相互理解を深めながら、納得できる合理的配慮を柔軟に探求するPDCAサイクルを意識して取り組むことが大切です。



必要に応じて指導・助言・相談・活用など

特別支援学校のセンター的機能
・ 外部専門家等
・ 中野区教育委員会
・ 東京都教育委員会

第7章

交流及び共同学習について

改正障害者基本法の理念に基づき、障害のある幼児・児童・生徒と障害のない幼児・児童・生徒が可能な限り共に学ぶことができるように配慮する観点から、交流及び共同学習を一層推進していくことが重要です。

1 交流及び共同学習の意義・目的

交流及び共同学習は、障害の有無にかかわらず、ともに経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となるなど、大きな意義を有するものです。

また、学校卒業後においても、障害のある園児・児童・生徒にとっては、様々な人々と共に助け合って生きていく力となり、積極的な社会参加につながるとともに、障害のない園児・児童・生徒にとっては、障害のある人に自然に言葉をかけて手助けをしたり、積極的に支援を行ったりする行動や、人々の多様な在り方を理解し、障害のある人と共に支え合う意識の醸成につながると考えます。

▶ 交流の側面

相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする。

▶ 共同学習の側面

教科等のねらいの達成を目的とする。

2 交流及び共同学習の取組事例

事例① 特別支援学級との交流及び共同学習

- 得意な算数や体育、図画工作等の時間は交流学級で学習に参加する。
- 運動会や合唱コンクール、移動教室や修学旅行、社会科見学などに一緒に参加する。

事例② 特別支援学校や副籍学級との交流

- ボッチャなどの障害者スポーツを通じた交流をする。
- 日頃の授業や運動会、合唱コンクールなどの行事へ相互に参加する。
- お手紙やオンライン等を活用した間接的な交流をする。

第8章

中野区立園・学校における 合理的配慮の事例

区内の園・学校の通常学級で行っている合理的配慮の具体的な事例を紹介します。事例における支援の内容等は、その子に応じた配慮になります。一人ひとりの困難は異なっているので、実態を正しく把握し、適切な配慮を提供するためには、特別支援教育コーディネーターや特別支援教室巡回教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家と連携してアセスメントを行うことが大切です。

教育内容・方法

事例① 聴覚過敏の子

本人の困難さ 聴覚刺激への過敏性が強い。

考えられる配慮の例

- 話すときの音の高さやスピード、テンポなどを変える。
- スピーカーから遠い席にしたり、音量を下げたりする。
- 別室やオンライン等で参加できるようにする。
- クラスメイトに聴覚過敏について説明して、理解や協力し合える学級経営を心がける。
- イヤーマフ、耳栓、デジタル耳栓等を使用する。



イヤーマフ

事例② 音が聞こえにくい子

本人の困難さ 小さい音が聞こえにくくて、授業の内容や指示が理解しづらい。

考えられる配慮の例

- 子どもの方を向いて話をする。
- はっきりとした口調で話し、指示は簡潔にわかりやすくする。
- 板書や指示を工夫し、見てわかりやすくする。
- 話をするときは、身振りや指さしなどをしたり、絵・板書・メモなどを併用したりする。
- 座席を、前方や教師の顔が自然に見える位置にする。
- 教師と子ども、子ども同士、分からないことを安心して聞きあえる関係をつくる。
- 学級・学年全体の児童生徒たちに必要な配慮を説明する。
- 無線で接続しているマイクを使う。
- 音声文字起こしシステムを活用する。



事例③ 指示を聞くことが苦手な子

本人の困難さ

全体に対する口頭の指示を聞いて、自分で考えて行動することが難しい。



考えられる配慮の例

- 一文一動詞の話し方で指示を出す。
- 一つの指示による行動ができてから、次の指示を出す。
- 聞きやすい姿勢で話を聞くことを認める。
- 児童・生徒が集中しやすく、教師が言葉がけをしやすい座席にする。
- 行動の見通しをもてるようにやることを板書したり表示を提示したりして視覚化する。
- メモを取れるようにメモ用紙を用意する。

7/5(水) ②「最も近い隣国 韓国」	
目標	① 経済成長の要因や課題を考察している。 ② 経済成長の要因や課題を種別・多角的に考察している。 ③ 工場の移転先としてふさわしい国の判断ができる。 (1) 韓国の文化 ① キムチ ② ハンブル ③ 徳教
(2) 経済成長の要因	輸出に力を入れている。 (3) 課題 人口が首都圏に集中している。 ⇒ ソウルに極集中している。
今ここ	④ 流れ 1. 目標を運ぶ 2. 学習課題の確認 3. 韓国の経済成長 4. 工場の移転先検討 5. 振り返り 6. 学習について



指示を視覚化する例

学習の流れを提示し、「今ここ」というカードを掲示することで何を学習しているか視覚的に分かりやすい板書例

事例④ 読むことが苦手な子

本人の困難さ

文字を読むことが苦手で、教科書の文章を読むことが負担である。



考えられる配慮の例

- 資料やワークシート等、文章で伝える場合には「分かち書き」を用いる。
- 文が長い場合、文節で線を入れたり、丸で囲んだりする。
- デジタル教科書や「マルチメディアデージー教科書」を使って、教科書の文章を音声にできるようにする。
- イヤホンを使用して音声化された文章を聞けるようにする。
- 授業中にタブレットを使い OCR アプリや音読アプリ、ルビを表示するアプリを使用する。
- リーディングトラッカーやカラーバーループを使う。
- ワークシートやプリント、テストを作成する際に漢字にルビをふる。
- iPad で読み上げ機能・フリガナ追加サイトを活用する。

今日は 天気が いいので
体育を 外で 行います。

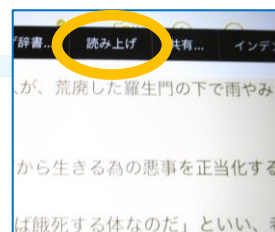
「分かち書き」の例

今日は 天気が いいので
体育を 外で 行います。

意味の区切りごとに丸で囲む例



リーディングトラッカー例



iPad の読み上げ機能

事例⑤ 書くことに苦手意識がある子

本人の困難さ 「書く」ことに抵抗感があり、学習に取り組めないことがある。



考えられる配慮の例

- iPad を活用し、タイピングや音声入力を認める。
- 平仮名や片仮名表、入力のためのローマ字表を携帯してもよいことにする。
- 三角鉛筆や濃い鉛筆など書きやすい鉛筆を使用してもよいことにする。
- 広い罫線や大きいマス目の用紙などを用意する。



書きやすい鉛筆

事例⑥ 板書を書き取ることが難しい子

本人の困難さ ・片仮名や複雑な字形の漢字を書くことが難しい。
・「見て覚える」「覚えた情報をノートに書く」ことが難しい。



考えられる配慮の例

- iPad で板書を撮影し、ノート代わりにすることを認める。
- Google Classroom に板書の写真をアップし、いつでも確認できるようにする。
- あらかじめ板書内容の一部を書いたプリントを用意する。



iPad で板書を撮影

事例⑦ 道具を使うのが苦手な子

本人の困難さ コンパスや定規など道具を使うことが苦手。

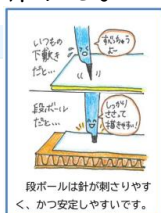


考えられる配慮の例

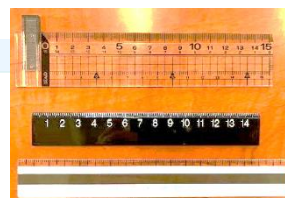
- 手首の力をあまり使わずに回せるコンパス等、使いやすい道具を紹介する。
- コンパスを使う際に下敷きにダンボールなどを使用することを認める。
- 端の目盛りがゼロになっていて、ゼロを合わせやすい定規を紹介する。
- 文字が見やすい定規等を紹介する。

＜コンパス使用時のアイデア＞

- ・下敷きの代わりに使いやすいサイズに切った段ボールを使用する。



端がゼロになっているなど
合わせやすい定規の例



事例⑧ テストで配慮が必要な子

本人の困難さ



教室でテストを受けると集中しにくい。
問題の文字を認識することが困難である。
文字を書くことが困難である。



考えられる配慮の例

- 集中しやすい座席にする。
- 別室で受けられるようにする。
- ルビを振ったり、問題用紙を拡大したり、試験時間を延長したりする。
- iPad の使用を認める。
- 必要な教科については問題文の読み上げを実施する。

事例⑨ 自分の意見を伝えることが苦手な子

本人の困難さ



自分の意見・考えはあるが、人前で話すことが難しいまたは苦手。(緘黙の場合もある)



考えられる配慮の例

- 表現方法を選択できるようにする。
(例) 身振り、サイン、手話、指文字、文字、写真、絵カード、メモ、文字盤、ホワイトボード、コミュニケーションボード、iPad など
- 話型を示したり、考える時間・準備の時間を長くとったりする。



話型カードの例

事例⑩ 切り替えが難しい子

本人の困難さ

自分の興味・関心があることに没頭してしまい、指示された学習に取り組めないことがある。

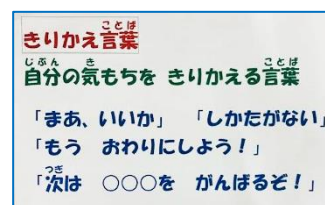


考えられる配慮の例

- 無理に制止せず、つぎの活動の見通しを伝える。
- 学習の量や授業の流れ、「終わり」をあらかじめ示す。
- タイマーや時計などで時間の終わりを視覚化する。



あらかじめ「量」や「時間」を相談してから始める



切り替え言葉の例

電子黒板や iPad で時間の終わりを視覚化して示す

事例⑪ 集中するのが苦手な子

本人の困難さ

気が散りやすく、集中して学習に取り組むことが難しい。



考えられる配慮の例

- 教科書やプリント、ノート等の見るべきところを明確に伝える。
- 取り組む内容を黒板に書く。
- 電子黒板や黒板以外のものが見えないようにする。



【教室の環境整備例】

- ・黒板はきれいにしておく
- ・教室前面の掲示はなるべく少なくし、黒板に集中できるようにする。
- ・使用しないときは、電子黒板や前の掲示板に黒板と同系色の布をかけておく

事例⑫ 姿勢が安定せず落ち着かない子

本人の困難さ

姿勢に落ち着きがなく、椅子をガタガタと動かすなど、常に身体を動かしている。



考えられる配慮の例

- 滑り止めになり座位姿勢が安定する敷物を椅子に敷く。
- 膝に重さのあるブランケットなどの使用を認める。
- 椅子の脚、または机の脚にゴムを付け、足でゴムを引っ張れるようにする。



重さのあるブランケット使用の様子



机や椅子の足にゴムを付けた様子



事例⑬ 気持ちのコントロールが苦手な子

本人の困難さ

自分の思い通りにならないときに、癇癪を起こす。
自分の気持ちがうまく相手に伝えられず、怒ってしまう。



考えられる配慮の例

- 気持ちが不安定になったら「教科担当に一言伝えて〇〇室に行く」「担任に相談をする」など、助けを求める方法をあらかじめ決めておく。
- 不安感を教師に伝えやすい座席にする。
- 在籍する教室付近等、クールダウンできる場所を設定する。
- クールダウングッズを利用させる。
- 気持ちを伝えるためのヘルプカードなどを用意する。



考え中です。☺ もう少し待ってください。☺	もう一度言ってください。☺
分かりません。☺ 考えがまとまりません。☺	その他、困っていることがあります。☺
トイレに行きたいです。☺	保健室に行って休みたいです。☺

ヘルプカードの例

<クールダウングッズの例>

砂時計やオイルタイマーを眺めたり、スクィーズ（ゴムでできたボールなど）を握ったりすることで気持ちが落ち着く子もいる。

事例⑭ 人に見られることに抵抗のある子

本人の困難さ

他の児童・生徒と一緒に着替えたり、同じ場所のトイレを使用したりすることに抵抗がある。



考えられる配慮の例

- 一人で着替えができる教室を用意したり、保健室で着替えたりできるようにする。また、他の児童生徒と時間をずらす。
- 他の児童生徒が使用することが少ない場所等を本人と確認し、本人が安心できるか、抵抗がないかを相談し、使用する場所を決める。

事例⑮ グループ学習や行事等に参加できない子

本人の困難さ

何をすればいいかわからなかったり、分からないことを聞いたりできず、参加しづらい。



考えられる配慮の例

- やることを視覚的に提示する。
- 話合いのルールや役割を明確にした、「話合いの手引き」を用意する。
- 資料のまとめ方の例、まとめるためのワークシートの枠を複数作成し選べるようにする。
- 発表台本を用意する。
- 見通しがもてるまで見学をする等の選択肢をもたせ、本人が参加できそうと思ったタイミングで参加できるようにする。
- 事前にスケジュールを丁寧に確認し、見通しがもてるようにする。また、不安に思うこと等を確認し、その対処法を一緒に考える。

【移動教室前の指導の例】

ある特別支援教室では、移動教室がある高学年の児童に向けて、必要に応じて移動教室に関するチェックシートを行ったり、服のたたみ方などを確認したりしています。

たとえば、乗り物酔いが心配な場合は、酔わないための対策を伝える支援を行います。スケジュールや食事などが不安な場合には、しおりを一緒に見直したり、タブレット端末で調べたりして不安を減らせるようにしています。

友達と過ごす3日間がより充実した時間となるよう、これからも支援していきます。

移動教室の 準備を しましょう(一部抜粋)
移動教室で 楽しみなことは？

移動教室で 不安なことは？

(1)バスの中

- ☐ 乗り物酔いに困る。
- ☐ 隣の人と何を話したら良いかわからない。

(2)グループ活動

- ☐ 時間を守ることが苦手。
- ☐ 係活動が苦手。 など

2 支援体制

合理的配慮に向けた支援体制の整備

- 発達障害等に関する校内研修を実施し、全ての教職員が「障害の社会モデル」について理解を深める。
- 学校生活支援シートに基づいて、担任と支援員が連携して一貫した支援を行う。
- 校内で共通理解を図り、すべての教職員が同じ支援ができるようにする。

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」

令和3年（2021年）に成立し、医療的ケアが必要な子どもたちとその家族を支援するための枠組みを提供しています。保育所や学校において、看護師等の配置や医療的ケアを受けるための環境整備が求められています。

医療的ケアを必要とする子への周囲の理解

医療的ケアを受ける児童生徒がおり、周囲の児童生徒等を含めた相互の理解が必要な場合



考えられる配慮の例

- 本人・保護者の希望も聞いた上で、学級・学年の児童生徒に状況を説明したり、関連する資料などを教室に置いたりする。
- 本人・保護者の希望も聞いた上で、保護者会等で説明する。

医療的ケアの必要な際の看護師の配置

たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医療行為が必要な場合



考えられる配慮の例

- 保護者や主治医等とケース会議を開き、支援方針の共通理解を図る。
- 学校医療的ケア看護師が主治医指示書に基づき、実施手順書、緊急対応マニュアル等を作成し、医療的ケア安全委員会で組織的に支援する。

3 施設・設備

施設① 様々な状況に応じた学校設備の配慮

階段やトイレに配慮が必要な場合



考えられる配慮の例

- 児童生徒の状況に応じて教室や特別教室の配置を工夫する。
- 階段昇降機や多機能トイレの使用方法等の共通理解を図る。
- 周囲の児童生徒への理解を図る。



学校に配置された階段昇降機



多機能トイレの整備

施設② 医療的ケアに必要な学校設備の配慮

インシュリン注射や補食を行うことが必要な場合



考えられる配慮の例

- パーテーションやカーテンで仕切られた空間を作ったり部屋を確保したりする。



保健室の端の一面をパーテーションとカーテンで仕切って、一時的に「個室」を用意している例

- ◆文部科学省：特別支援教育の推進について（通知）
- ◆文部科学省：障害者の権利に関する条約について
- ◆内閣府：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
- ◆共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進
(報告)
- ◆文部科学省：発達障害のある子供たちのための ICT 活用ハンドブック
- ◆文部科学省：交流及び共同学習ガイド
- ◆文部科学省初等中等教育局特別支援教育課：
 小学校等における医療的ケア実施支援資料
 ～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～
- ◆東京都教育委員会：都立学校における医療的ケア実施指針（改訂）
- ◆教育庁都立学校教育部特別支援教育課・高等学校教育課：
 都立学校における医療的ケア実施の手引（改訂）
- ◆中野区：「中野区障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」
- ◆中野区：中野区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程
- ◆中野区健康福祉部障害福祉課：中野区障害者対応基本マニュアル

<中野区立園・学校教職員向け>
中野区立幼稚園・学校における合理的配慮のガイドライン

令和 7 年5月 発行
中野区教育委員会事務局指導室